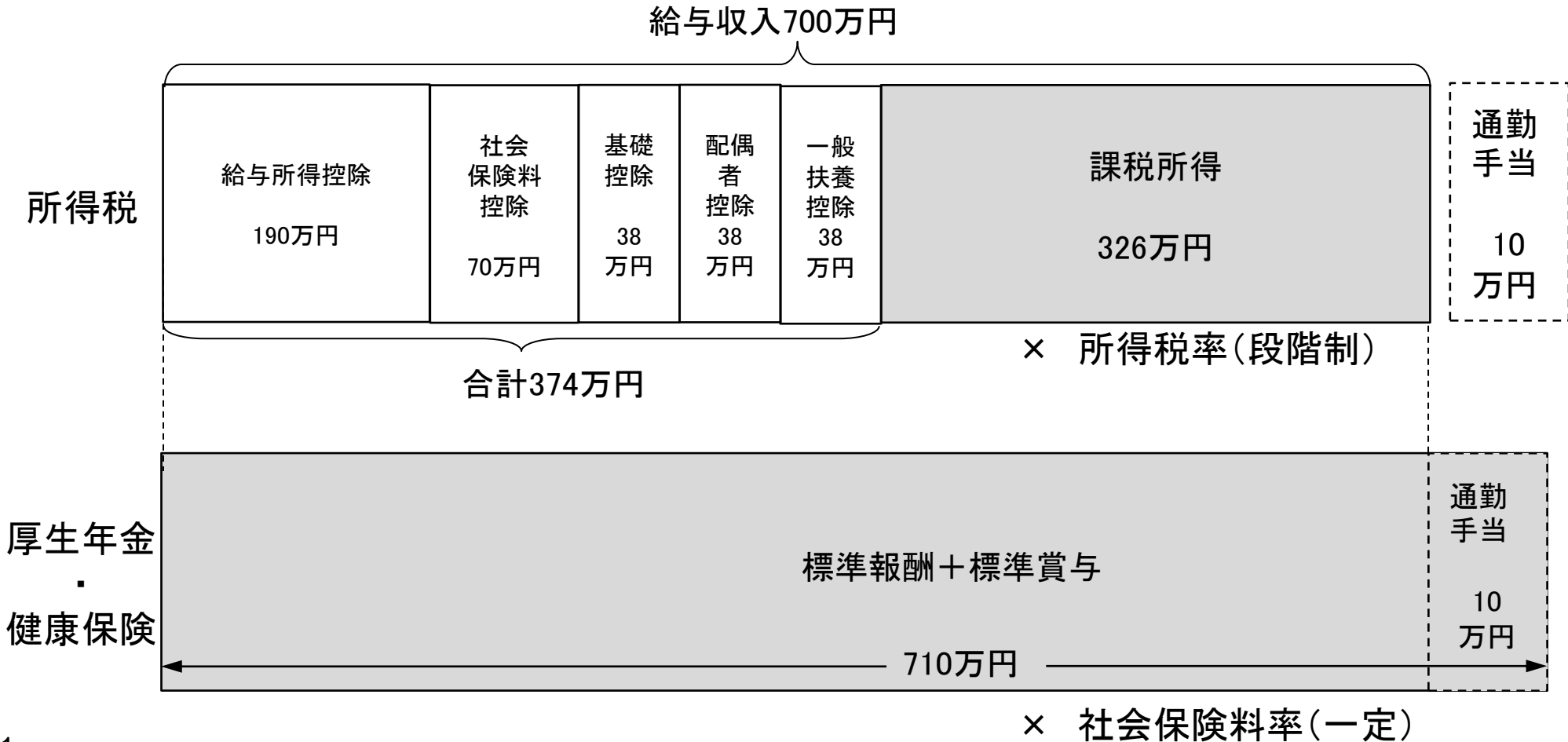


税と社会保険料の賦課ベースについて

所得税の課税ベースと社会保険料の賦課対象(給与収入700万円の場合)

○ 所得税と社会保険料では、同じ給与収入の者でも課税ベース・賦課対象が大きく異なる。

(例1) 給与収入700万円/年、通勤手当10万円/年(夫婦子1人の給与所得者)の者の場合



所得税の課税ベースと社会保険料の賦課対象(給与収入1,500万円の場合)

○ 所得税と社会保険料では、同じ給与収入の者でも課税ベース・賦課対象が大きく異なる。

(例2) 給与収入1,500万円／年、通勤手当10万円／年(夫婦子1人の給与所得者)の者の場合

